

とき
季のきらめき

TOKINO KIRAMEKI

茨城県行政書士会情報誌

Vol.2

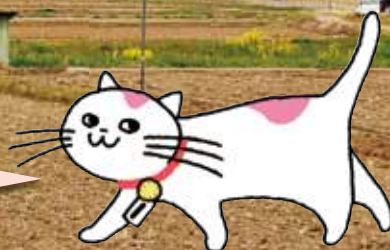
CONTENTS

- ◆ ユキマサ君が行く
春うらの「つくば道」
- ◆ 頼れる街の法律家
- ◆ 農地の活用は行政書士に
ご相談ください！
- ◆ 企業の強みを「見える化」する
- ◆ 行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施

春うらの
光の中で、

筑波山麓 「つくば道」 の散策

つくば道に沿って家並み
があるんだニャ



神郡地区から筑波山を望む

本県南部に位置する筑波山は、万葉歌人に親しまれ、現在では地元茨城は勿論のこと、関東一円からも多くの人々が訪れるなじみの深い場所です。今回は、その麓にある古くから賑わいをみせる北条地区と中腹にある筑波山神社を結ぶ、古道「つくば道」沿いの見どころをご紹介します。





この道は、江戸時代、三代将軍家光によって、当時の知足院中禪寺（現在の筑波山神社内）に対し様々な寺院建築物の造営寄進が行われた際、霞ヶ浦にある土浦港からの資材の運搬路として開発され、その後は、登山道、参詣道として賑わいました。建築に使用された檜の用材は、遠く木曾から船で、そして、馬で運ばれたそうです。



つくば道 散策マップ





北条地区、これより「つくば道」



平沢官衙遺跡



風情を残す街並み

知足院中禅寺は、江戸城の鬼門（東北の方角）にあたることから、徳川幕府の祈願寺として庇護を受け、隆盛を極めました。その後、明治新政府による廃仏毀釈令により寺の建物の多くは破壊され、現在の筑波山神社の拝殿が新しく造営され今日に至っています。

つくば道は、北条地区を起点に、約4キロメートルの距離で、途中、神郡の街並みを経由して、筑波山神社に至ります。



北条地区は、商店街があり、良質の北条米の生産地です。近くには、灌漑施設の北条大池や平沢官衙遺跡に建てられた正倉院を模した建物があります。

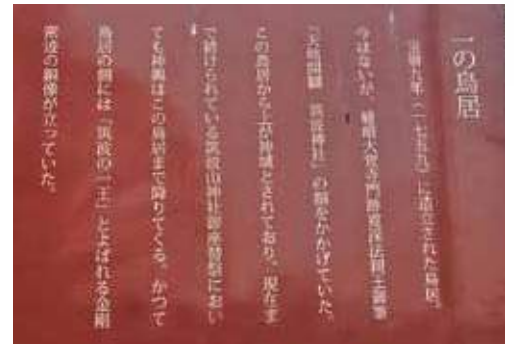
田井地区には、天狗党ゆかりの普門寺や養蚕の神を祀った蚕影神社、そして神郡の江戸時代の風情を残す街並みが残されています。この辺りから望む筑波山の姿はとりわけ雄大で、感動的です。



普門寺



一の鳥居



一の鳥居付近からは、坂道が急勾配となり、側溝には、筑波山からの湧水が流れ落ちています。



急な坂道



振り返ると絶景



レトロな郵便局



筑波山神社入口に立つ、
天狗党 藤田小四郎像

坂道や石段は、体調に合わせて上りましょう。
急いでのぼると、びだまっちゃいますよ(笑)。
お気をつけて。



昭和初期に建築された、レトロな趣の旧筑波山郵便局前を通り過ぎ、石段を登りきると筑波山神社までの距離は、残り僅かです。



石段を登るともうすぐ



つくば市長
市原 健一

とき 「季のきらめき」第2号に寄せて

第2号となる「季のきらめき」発刊、おめでとうございます。行政書士は、頼れる街の法律家として貢献されていることに心から敬意を表します。

つくば市は「科学の街」といわれておりますが、一方で、つくば道は日本の道百選に名を連ね、道中には江戸時代の面影を残した、たくさんの史跡が残っています。皆様、ぜひお越しください。

頼れる街の法律家

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達があります。平成28年4月末現在、全国で会員登録者数は前年度同月比973名増加し、45,713名となりました。茨城県行政書士会には、1,150名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日に行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

行政書士の業務範囲

事業許可や免許の申請に関すること

- ・ 建設業許可申請
- ・ 宅建業免許申請
- ・ 産業廃棄物処理業許可申請
- ・ 介護施設、
特別養護老人ホーム開設許可申請
- ・ 貨物自動車運送業許可申請
- ・ 倉庫業の許可申請
- ・ 飲食店営業許可申請
- ・ 風俗営業許可申請
- ・ 入札参加資格審査申請

経営実務や経営相談に関すること

- ・ 株式会社等法人設立関係書類作成
- ・ 会計記帳、決算書類の作成
- ・ 各種議事録、社内規定の作成
- ・ 各種契約書、協議書、
合意書の起案、作成
- ・ 公的機関助成金、融資手続き
- ・ 雇用、賃金についての相談
- ・ 経営コンサルティング

くらしの相談、トラブル防止に関すること

- ・ 内容証明郵便の作成
- ・ 契約解除通知、
クーリングオフ手続き
- ・ 交通事故調査
- ・ 自賠責保険の請求手続き
- ・ 著作物の登録
- ・ 任意後見手続き、
介護施設等入居契約
- ・ 遺言書、遺産分割協議書、相続
- ・ 在留許可申請、帰化許可申請

住宅、不動産に関すること

- ・ 住宅賃貸借契約書
- ・ 不動産売買契約書
- ・ 建築請負契約書
- ・ 農地転用許可申請
- ・ 開発行為許可申請



農地の活用は行政書士に ご相談ください！

自分の土地でも許可が必要です



「農業を始めたい」

「もう耕作をしていないから農地を手放したい」

「家を新築したいから農地の一部を宅地にしたい」

そういった場合、農地はそう簡単ではありません。

売買などで所有権が移転するときや、農地から別の用途に変更するとき等は、農地法に基づき、**農業委員会の許可(市街化区域の場合は届出)**が必要になります。

この許可を受けず、所有権移転や用途の変更をした場合、都道府県知事又は市区町村長による原状回復命令や、個人であれば3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金という罰則の適用があります。

このような制度が必要な理由は農林水産省によって以下のように説明されています。

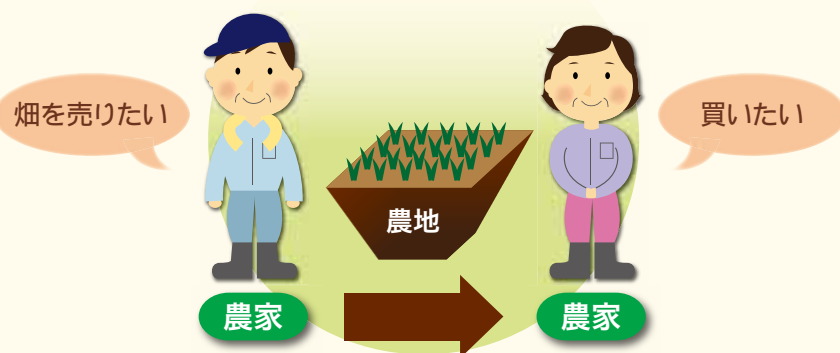
- 食料供給の基盤である優良農地の確保という要請と
- 住宅地や工場用地等非農業的土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保するという観点から、農地を立地条件等により区分し、開発要請を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的又は投機目的での農地取得は認めないこととしています。

(農林水産省ホームページより抜粋)

つまり、農地はあなたのものであっても、法律等によりさまざまな規制や制約がかけられているのです。

・ 目的別許可の種類 ・

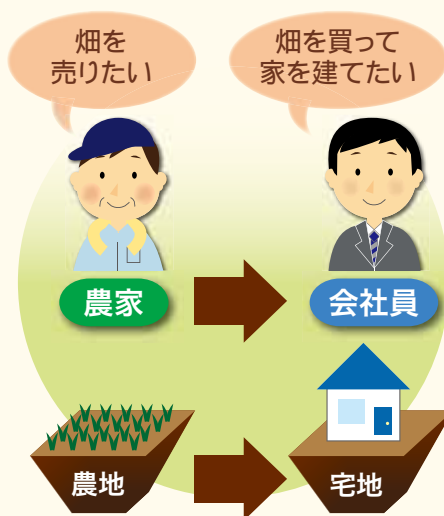
農地法第3条許可



農地法第4条許可



農地法第5条許可



業として農地転用申請書類の作成
をすることは、法律によって行政
書士にのみ認められています。
農地に関する手続きは、行政書士
にお任せください！



- 第3条…自分の農地を、他人に譲る、または貸す場合
- 第4条…自分の農地を、農地以外に利用する場合
- 第5条…自分の農地を、農地以外に利用する他人に譲る、または貸す場合

企業の強みを「見える化」する

知的資産経営とは？

皆さん、「知的資産」という言葉をご存じですか？
特許？著作権？独自のノウハウ？いずれも正解です。
しかし、それは一般に「知的財産」と言われるものです。
「知的資産」とはそれだけではなく、もっと広く企業の強みとなる資産を総称するもので、経済産業省では次のように説明されています。

「知的資産」とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるものです。

(経済産業省ホームページより抜粋)

これは、**企業がその経営を継続するためになくしてはならないものであり、必要な資産とも考えられます。**これを守っていくことはそう簡単ではありません。なにしろ、この知的資産とは「目に見えない」資産なのです。

つまり、そのままでは企業内で共有すること、またはそれを共通の認識で活用することがとても難しいのです。

特にその影響が顕著になるのが、事業継承のタイミングです。企業が培ってきた知的資産を次世代に承継していくのは、とても難しいことだというのは皆さんもご存じのことでしょう。

ではどうするか。

そうです、「目に見えない」のであれば、「目に見えるように」すればいいのです。

目に見えない知的資産を、知的資産経営報告書として「見える化」し、それを経営資源として活用すること。これを「**知的資産経営**」といいます。

知的資産の3要素 「知恵・工夫・経験」 (C・K・K資産)

1. 経営の安定に役立つ
自社の強みの再確認

2. 新たな一步に役立つ
強みと成果の関連性を明確化

3. 事業の承継に役立つ
社内で強みを共有

C・K・K資産はあなたの会社にもあります。
企業活動に十分に活用するために、
知的資産経営を取り入れてみませんか？
お近くの行政書士にご相談ください。



茨城県行政書士会の取り組み

無料相談会の実施

茨城県行政書士会では電話無料相談窓口を設置し、市民の皆さまのご相談をお受けする体制を取っています。

そのほかにも、県内各支部が実施する無料相談会、セミナーなど、地域の皆さまに身近な法律家として活動しています。



中小企業の支援

日本政策金融公庫の水戸・土浦・日立支店との間で「中小企業支援等に関する覚書」を締結し、中小企業支援の相互協力体制を整えています。

今後ほかの金融機関への働きかけを行い、中小企業経営の安定と強化を目指した総合的支援を進めていきます。



災害協定の締結

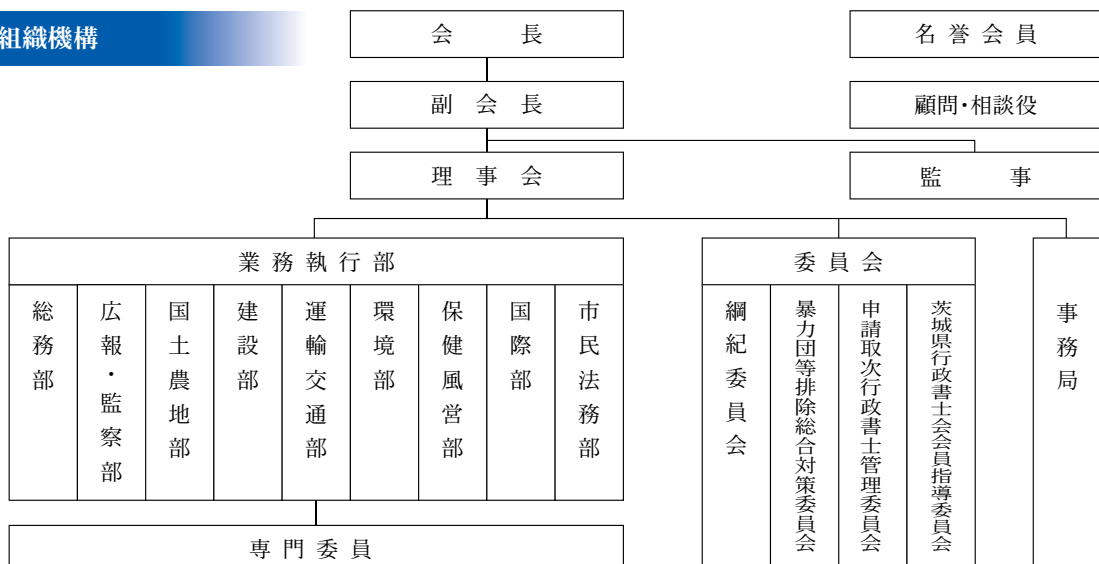
先の東日本大震災を踏まえ、このような大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を締結しています。

平成28年3月現在では、県内16市町村（北茨城市、水戸市、行方市、日立市、東海村、常陸太田市、那珂市、城里町、つくば市、潮来市、龍ヶ崎市、鉾田市、神栖市、鹿嶋市、かすみがうら市、笠間市）と締結しており、今後も順次ほかの市町村との協定を進めていきます。



組織図

会の組織機構



支部のご紹介

支部名 県西支部

市町村

筑西市、古河市、結城市、
下妻市、常総市、坂東市、
桜川市、結城郡(八千代町)、
猿島郡(五霞町、境町)

会員数 275名

支部長事務所所在地 筑西市中館203番地

連絡先 0296-25-2919

支部名 県北支部

市町村

日立市、常陸太田市、高萩市、
北茨城市、常陸大宮市、那珂市、
那珂郡(東海村)、久慈郡(大子町)

会員数 111名

支部長事務所所在地 日立市日高町1丁目30番22号-103

連絡先 0294-43-2735

支部名 水戸支部

市町村

水戸市、笠間市、ひたちなか市、
小美玉市、東茨城郡(茨城町、
大洗町、城里町)

会員数 278名

支部長事務所所在地 水戸市大工町1丁目3番11号 東陽ビル

連絡先 029-251-3101

支部名 県南支部

市町村

土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、
守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、
稲敷郡(美浦村、阿見町、河内町)、北相馬郡(利根町)

会員数 396名

支部長事務所所在地 牛久市神谷2丁目39番地20号

連絡先 029-879-7415

支部名 鹿行支部

市町村

鹿嶋市、潮来市、神栖市、
行方市、鉾田市

会員数 90名

支部長事務所所在地 神栖市知手中央二丁目8番18号

連絡先 0299-97-1678

(平成28年4月末現在)

行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することが出来ます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索



<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL **029-305-3731**

平成28年度 無料相談会一覧

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
い	潮来市	潮来市立図書館	10月第2土曜日 (10/8) 第3水曜日 (10/19)	午前 10 時 午後 4 時	潮来市立図書館 0299-80-3311
	稲敷市	稲敷市江戸崎公民館	毎月第3土曜日	午後 1 時 午後 4 時	県南支部 029-879-7415
	茨城町	茨城町総合福祉センター ゆうゆう館 2階会議室	毎月第3月曜日 (4/18・5/16・6/20・8/15・10/17・ 11/21・12/19・1/16・2/20)	午後 1 時 午後 4 時	ゆうゆう館 029-292-1111
う	牛久市	牛久市中央生涯学習センター 講座室	毎月第4土曜日 (4/23・5/17・6/25・7/23・8/27・9/24・ 10/22・11/26・12/24・1/28・2/25・3/25)	午後 1 時 午後 4 時	県南支部 029-879-7415
お	大洗町	大洗町役場 1階ロビー	毎月第3火曜日 (4/19・5/17・6/21・7/19・8/16・9/20・ 10/18・11/15・12/20・1/17・2/21・3/21)	午後 1 時 午後 4 時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場) 玄関ホール	毎月第3火曜日 (4/19・5/17・6/21・7/19・8/16・9/20・ 10/18・11/15・12/20・1/17・2/21・3/21)	午後 1 時 午後 4 時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	笠間市	笠間市役所 (旧友部町役場) 1階ロビー内	毎月第3水曜日 (4/20・5/18・6/15・7/20・8/17・9/21・ 10/19・11/16・12/21・1/18・2/15・3/15)	午後 1 時 午後 4 時	笠間市役所 0296-77-1101
	鹿嶋市	鹿島勤労文化会館	10月第2土曜日 (10/8) 第3水曜日 (10/19)	午前 10 時 午後 4 時	鹿嶋市勤労文化会館 0299-83-5911
	神栖市	平泉コミュニティセンター	10月第2土曜日 (10/8) 第3水曜日 (10/19)	午前 10 時 午後 4 時	平泉コミュニティセンター 0299-90-1310
き	北茨城市	北茨城市役所 4階会議室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第1水曜日 (4/6・5/9・6/1・7/6・8/3・9/7・ 10/5・11/2・12/7・1/4・2/1・3/1)	午後 1 時 午後 5 時	予約先:北茨城市役所 広報広聴係 0293-43-1111
こ	古河市	スペースU古河 第1会議室	4月第3日曜日 (4/17) 10月第2土曜日 (10/8)	4/17 午前10時～午後2時 10/8 午前10時～午後3時	県西支部: 0280-33-3685
		三和公民館	6月第2土曜日 (6/11) 12月第2土曜日 (12/10)	午前 10 時 午後 2 時	
		中央公民館	8月第3土曜日 (8/20) 2月第2土曜日 (2/11)	午前 10 時 午後 2 時	
さ	境町	境町中央公民館 2階会議室	5月第4火曜日 (5/24)	午後 1 時 午後 4 時	県西支部: 090-3043-1916
し	下妻市	下妻市役所 千代川庁舎 1階ロビー	不定期 (6/7・8/2・11/1・2/7)	午後 1 時半 午後 4 時半	県西支部: 0296-44-3956
	常総市	常総市役所 本庁舎	原則毎月第3火曜日 (4/19・5/17・6/21・7/19・8/19・10/17・ 11/15・12/20・1/17・2/21・3/21)	午後1時～午後4時半 10/17のみ 午前10時～午後4時	県西支部: 0297-42-3128
		常総市役所 石下庁舎	9月第3火曜日 (9/20) 10月第3月曜日 (10/17)	9/20 午後1時～午後4時半 10/17 午前10時～午後4時	県西支部: 0297-42-3128
	城里町	城里町役場 2階ミーティングルーム	毎月第2火曜日 (4/12・5/10・6/14・7/12・8/9・9/13・ 10/11・11/8・12/13・1/10・2/14・3/14)	午後 1 時 午後 4 時	城里町役場 029-288-3111
つ	土浦市	土浦市役所 3階 (要予約・市民に限る)	毎月第3木曜日 (4/21・5/19・6/16・7/21・8/18・9/15・ 10/20・11/17・12/15・1/19・2/16・3/16)	午後 1 時半 午後 4 時半	予約先:土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
と	東海村	東海村社会福祉協議会 会議室 (要予約・村民に限る)	毎月第2金曜日 (4/8・5/13・6/10・7/8・8/12・9/9・10/14・ 11/18・12/9・1/13・2/10・3/10)	午後1時 ～ 午後3時	東海村社会福祉協議会 029-282-2804
な	行方市	行方市麻生公民館	10月第2土曜日 (10/8) 第3水曜日 (10/19)	午前10時 ～ 午後4時	行方市麻生公民館 0299-72-1573
ひ	日立市	日立市役所 市民相談室 (要予約・市民に限る)	毎月第2水曜日 (4/13・5/11・6/8・7/13・8/10・9/14・ 10/12・11/16・12/14・1/11・2/8・3/8)	午後1時 ～ 午後4時	予約先:日立市役所 広聴広報課 0294-22-3111
	常陸太田市	常陸太田市役所 2階会議室 (要予約・市民に限る)	毎月第3月曜日 (月曜が祝日の場合は翌日) (4/18・5/16・6/20・7/19・8/15・9/20・ 10/17・11/21・12/19・1/16・2/20・3/21)	午後1時半 ～ 午後5時	予約先:県北支部 0294-43-2735
	ひたちなか市	ひたちなか市役所 1階ロビー	毎月第1・第3・第5木曜日 (4/7・4/21・5/19・6/2・6/16・6/30・7/7・ 7/21・8/4・8/18・9/1・9/15・9/29・10/6・ 10/13・10/20・10/27・11/17・12/1・12/15・ 1/5・1/19・2/2・2/16・3/2・3/16・3/30)	午後1時 ～ 午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
		ひたちなか商工会議所 3階相談室	毎月第4水曜日 (4/27・5/25・6/22・7/27・8/24・9/28・ 10/26・11/24・12/21・1/25・2/22・3/22)	午後1時 ～ 午後3時	ひたちなか商工会議所 029-273-1371
ほ	鉾田市	鉾田中央公民館	10月第2土曜日 (10/8) 第3水曜日 (10/19)	午前10時 ～ 午後4時	鉾田中央公民館 0291-33-2030
み	水戸市	水戸市役所 三の丸臨時庁舎 2階相談室 (東側)	毎週木曜日 (4/7・4/14・4/21・4/28・5/12・5/19・5/26・ 6/2・6/9・6/16・6/23・6/30・7/7・7/14・ 7/21・7/28・8/4・8/18・8/25・9/1・9/8・ 9/15・9/29・10/6・10/13・10/20・10/27・ 11/10・11/17・11/24・12/1・12/8・12/15・ 12/22・1/5・1/12・1/19・1/26・2/2・2/9・ 2/16・2/23・3/2・3/9・3/16・3/23・3/30)	午後1時 ～ 午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
		茨城県立図書館 3階会議室3	毎月第2金曜日 (4/8・5/13・6/10・7/8・8/12・9/9・ 10/14・11/11・12/9・1/13・2/10・3/10)	午後4時 ～ 午後7時	茨城県立図書館 029-221-5569
			毎月第3土曜日 (4/16・5/21・6/18・7/16・8/20・9/17・ 10/22・11/19・12/17・1/21・2/18・3/18)	午後1時 ～ 午後4時	
		イオンモール水戸内原 2階イオンホール	6月第1金・土・日曜日 (6/3・6/4・6/5)	午前10時 ～ 午後7時	水戸支部: 029-251-3101
も	守谷市	守谷市高野公民館 集会室2	毎月第2土曜日	午後1時半 ～ 午後4時	県南支部: 029-879-7415

この日程は変更になる場合があります。

頼れる街の法律家！もっと活用しよう行政書士！！

本誌をお手に取っていただき、誠にありがとうございます。

『継続は力なり』、まだその域には、到底達しませんが、そうした意気込みのもと、第2号発刊の運びとなりました。

行政書士制度をより多くの皆さんに知っていただき、いざ鎌倉の際には、思う存分活用してもらいたい、そんな思いからスタートした【季のきらめき】。

行政書士について、わかりやすく紹介することを第一に、心掛けてまいります。

行政書士に限らず、すべての士業制度は、国民生活をより便利にするために存在する社会正義、社会制度です。

世の中には、好むと好まざるとに関わらず、様々なルールがあります。日常生活はもとより、ビジネスにおいても、当然にして私たちは、そうしたルールに従わなければなりません。すべての人は、それらルールの下、平等の権利を有します。

行政書士は、国民一人ひとりの権利を守り、皆さんの悩みを解決し、夢の実現を応援します。相続や遺言、契約書等の作成、法人の設立から許認可取得まで、幅広い分野をカバーすることで、皆さんの幸せを追求します。

『行政書士が身近にいる安心』、実感してみませんか!?



茨城県行政書士会
会長 國井 豊

一人で悩まず気軽に相談!

茨城県行政書士会 市民相談センター

電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後1時～午後5時

☎029-305-3731

自動車に
関すること

契約書の
作成に
関すること

農地活用に
関すること

相続や
遺言書に
関すること

外国人の
国籍に
関すること

身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

運送業・
建設業・宅建業に
関すること

外国人の
雇用に
関すること

土地開発に
関すること

法人設立に
関すること

風俗営業や
飲食店に
関すること

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732

URL: <http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援 公益財団法人
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索

